

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

※正午から午後1時までの間は対応

できませんので、あらかじめご了承ください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

令和7年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和8年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

家屋調査にご協力を

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのものです。事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課 ☎95-11113



春の活動紹介

▽ヘイケボタルの幼虫をビオトープに放流しました

ヘイケボタルは、日本の夏の風物詩として親しまれていますが、その生息地は年々減少しています。私たちは、この美しい生き物を次世代に伝えるために、ビオトープを利用してボタルの生息環境を再現しようと考えました。放流当日は、クラブ員とその家族や関係者が集まり、ヘイケボタルの幼虫を慎重に水辺に放ちました。幼虫たちは新しい環境にすぐに適応し、元気に泳ぎ回っていました。この光景は、参加者全員にとって感動的なものでした。この後幼虫は水辺の土に潜って蛹になります。今後定期的なビオトープの管理や、ヘイケボタルが成虫になるまでの過程を見守っていきます。

▽アメリカザリガニ対策

戦前にウシガエルの餌として輸

入された20匹から30匹のアメリカザリガニが屋外に逃げ出したり放流されたりして今や全都道府県で生息が確認されています。捕まえやすく、飼育も簡単なので子どもたちの人気者ですが、繁殖力が旺盛で水草や水生昆虫、魚類や両生類などを片っ端から食べてしまい、生物が住めない環境になります。

西小ビオトープにもアメリカザリガニの侵入が確認されたため、池の水抜きや仕掛けを入れることでアメリカザリガニの低密度化を進めています。この1年で約700匹捕獲しています。令和5年6月1日に条件付特定外来生物に指定され、飼育は可能ですが野外に放流すると罰則や罰金の対象となりました。



連絡先

satoyama.club2001@gmail.com

西っ子里山クラブホームページ

問合せ先 学校教育課

☎95-4446

